

## いじめ防止等のための基本方針

### 1 本校におけるいじめの定義と考え方（いじめ防止対策推進法 第2条による）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### ポイント

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること。

#### 基本姿勢

- ① 「いじめはどの生徒にも、本校にも起こりうる。」との認識をもつ。
- ② 「いじめは人権侵害であり、絶対に許さない。」ことを指導する。

### 2 未然防止のための取り組み

生徒一人ひとりが規範意識を高めるために、保護者や地域との連携を図るとともに、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、生徒会活動や体験活動等の充実に取り組む。また生徒対象の講演会等を開催し、命の大切さ、他者に対する思いやりを育む。

- (1) 生徒会活動の充実
- (2) 体験活動等の充実
- (3) 保護者や地域との連携

### 3 早期発見のための取り組み

生徒の些細な変化を見逃さず見守っていくために、全職員が積極的に生徒と関わり、信頼関係を構築するよう努める。

- (1) 調査の実施
  - ・ いじめに関するアンケート調査で実態を詳細に把握し、必要に応じて面談を実施する。
- (2) 個人面談等の実施
  - ・ 気になる生徒に対して学級担任が面談をして、悩み・不安等を聴き取る。
- (3) 相談窓口の周知
  - ・ 学級担任以外にも相談ができるよう、SC、教育相談部、学年部、養護教諭等の窓口を周知する。

## 4 組織的対応

- (1)学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策委員会」で迅速かつ適切に対応する。
- (2)日常的な生徒の観察、定期的な面談、アンケートにより早期発見に努力する。
  - ①情報を集め組織的に共有する。
  - ②指導・支援体制を組む。
  - ③生徒への指導・支援を行う。
    - ・いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。
    - ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、責任を自覚させるとともに、いじめに向かわせない力を育む。
    - ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを知らせる勇気をもつよう伝える。
  - ④保護者と連携する。
  - ⑤S C、関係機関（警察、法務局、教育委員会等）との連携。

## 5 重大事態への対応

**いじめの重大事態の定義**（いじめ防止対策推進法 第28条による）

- ①いじめにより本校生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより本校生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (1) 「いじめ特別調査委員会」の構成

- ・構成員については、事案の状況等に応じて、校長が県教育委員会と協議し、任命する。
- ・構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供。
- ・県教育委員会への調査結果報告。
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出。

令和8年4月1日 改訂

## いじめ防止等の対策のための組織

